

身体的拘束最小化に向けた取り組み

身体的拘束とは、身体に触れる道具を用いて患者さんご本人の行動を制限することをいいます。身体的拘束は身体機能の低下、関節拘縮、褥瘡発生、精神的不安、抑うつ、食欲低下、認知症状の悪化、せん妄の助長などさまざまな弊害があり尊厳ある生活を阻むものです。

当院では、院長、看護部長の号令のもと理念と5つの心がまえに基づき患者さんの人としての権利・尊厳を尊重し、身体的拘束は原則禁止としています。しかしながら、患者さん本人の生命の危機や治療上の安全性の確保、他患者への危害を防ぐなど「緊急やむを得ない場合」は身体的拘束を行う場合があります。

当院では、身体的拘束最小化に向けて身体拘束最小化チーム（身体拘束最小化委員会）において多職種でラウンドを実施し解除検討をおこない、最小化に向けて活動をしています。

院 長 服部昌和
看護部長 武田尚美